

広島大学大学院(博士課程前期)
法学・政治学プログラム入学試験(令和8年8月実施)

問題 専門科目 [民法]

以下の2つの問題から1つを選択して答えなさい。

問題 1

物上代位における差押えの趣旨について、判例および学説の動向を踏まえて論じなさい。

問題 2

実親子関係の成立およびその否定に関する現行法上の制度について、嫡出推定制度および認知制度を中心に論じなさい。その際、近時の法改正の背景および意義も明らかにすること。

出題の意図

専門科目 [民法]

問題 1

物上代位における差押え(民法第304条, 第372条等)の趣旨についての知識を問う問題である。

差押えの趣旨については, 従来から, 特定性維持説, 優先権保全説が主張されてきた。また, 最判平成10年1月30日民集52巻1号1頁との関係から, 抵当権に基づく物上代位については, 第三債務者保護説も重要となる。答案では, これらの考え方の内容をまとめて述べる事が求められる。

また, 判例の動向としては, 動産売買先取特権に基づく物上代位と抵当権に基づく物上代位とで, 差押えの趣旨に関する解釈が異なっている。各々の重要な判決(動産売買先取特権: 最判昭和59年2月2日民集38巻3号431頁, 最判昭和60年7月19日民集39巻5号1326頁, 最判平成17年2月22日民集59巻2号314頁, 抵当権: 前掲最判平成10年1月30日等)の内容をとりまとめた上で, 物上代位における差押えの趣旨について論じることが求められる。

問題 2

実親子関係の成立およびその否定に関する現行法上の制度について, 基本的な知識と体系的な理解を有しているかを問う問題である。

母子関係の成立について説明した上で, 父子関係について, 嫡出推定により法律上の父子関係が成立する仕組みと, その父子関係を嫡出否認の訴えによって否定するための要件および手続きを説明するとともに, 嫡出推定が及ばない子について, 認知によって法律上の父子関係が成立する仕組み, 認知の方法および認知の無効を争うための制度について論じることが求められる。その際には, 法的父子関係の成立および否定が, 生物学的な関係のみによって決まるのではなく, 子の身分関係の早期確定や, 既に形成された親子関係の保護も考慮した制度となっていることへの理解を示すことが求められる。

近時の法改正について, 背景にあった課題や生じていた具体的問題を示した上で, 婚姻成立の日から200日以内に生まれた子にも嫡出推定を及ぼしたこと, 母の再婚後に生まれた子に関する嫡出推定の見直し, 嫡出否認権者の拡大および出訴期間の伸長, 認知無効の訴えを提起できる者および出訴期間の制限など, 改正後の制度内容を正確に論じることが求められる。そして, 改正により, どのように子の利益を中心とした制度へと改められたかを論じることができると評価する。